中国の選挙と貢挙と科挙

曾我部静雄

【要約】 中国の官吏登用の選挙制度は、その起源は『周礼』の地官司徒篇や『礼記』の王制篇にあるが、漢ではこれは郷挙里選の名称で行われた。それが三国魏に至って九品中正法に変わり、この九品中正法は晋・南北朝を通じて行われたが、西魏の権臣であって北周の始祖となった宇文泰が、周礼学者の蘇綽や盧辯を重用して『周礼』を直訳したような制度を造らしめて実施したことによって、九品中正法は廃止となり、新らたな『周礼』による官吏登用制度が生まれ、その制度は西魏・北周から隋に及び、更らには唐・五代・宋に継承されて、その間に『礼記』の制度も加味され、名称も初めは貢挙と言われたものが、段々と科挙と称せられるようになった。

史林　五三巻四号　一九七〇年七月

一　中国古代の官吏登用制度

中国の制度の根源をなす『周礼』の地官司徒篇の大司徒の職掌に、

以ニ郷三物一教ニ万民一而賓ニ興之一、一曰六徳、知仁聖義忠和、二曰六行、孝友睦婣任恤、三曰六芸、礼楽射御書数、

ということがあり、これは国都を中心として四方百里内の郊と言われ、国中と言われ、六郷の地と言われる所の住民に対して、大司徒が六郷の三物、即ち六徳・六行・六芸を教えて、よくそれを修得したもの者は、これを尊んで賓客として国王に推挙するというものである。この所にある後漢の鄭玄の註にも、

物、猶レ事也、興、猶レ挙也、民三事教成、郷大夫挙ニ其賢者・能者一、以ニ飲酒之礼一賓ニ客之一、既則献ニ其書於王一矣、

と言い、また唐の賈公彦の疏にも、

物、事也、司徒主ニ六郷一、故以ニ郷中三事一、教ニ郷内之万民一也、興、挙也、三物教成、行ニ郷飲酒之礼一、尊レ之以為ニ賓客一而挙レ之、三物者、則下一曰、二曰、三曰、是也、

と説明している。地官司徒篇には、六郷の各一郷一万二千五百家を支配する郷大夫の職掌にも、

郷大夫之職、各掌二其郷之政教禁令一、正月之吉、受二教法于司徒一、退而頒二之于其郷吏一、使レ各以教二其所レ治、以攷二其徳行一、察二其道芸一（中略）三年則大比、攷二其徳行道芸一、而興二賢者・能者一、郷老及郷大夫、帥二其吏一、与二其衆寡一、以レ礼礼二賓之一、厥明、郷老及郷大夫・群吏、献二賢能之書于王一、王再拜受レ之、登二于天府一、内史貳レ之、

とあって、一郷の長である郷大夫は、大司徒から教法を受けて、それを管轄下の州長以下に配布し、以て各管内の民衆に教えて彼等民衆の徳行や道芸を攻察せしめ、三年目ごとに行われる大比即ち大規模な戸口調査に際しては、徳行に秀でた賢者と道芸に秀でた能者とを選び挙げて、二郷づつの教化を掌っている郷老と、各郷の支配者である郷大夫とは、部下の官人等と共に、郷飲酒の礼を以て賢者・能者を賓遇し、その翌日に賢者・能者の名簿を国王に進上するのであって、国王はこれを受けてそれを祖廟の宝蔵を掌る官に送って保管せしめ、他日官吏採用の資料とするというのである。この所にある鄭玄及び鄭衆（鄭司農）の註には、

鄭玄云、賢者、有二徳行一者、能者、有二道芸一者、衆寡、謂二郷人之善者一、無二多少一也、鄭司農云、興二賢者一、謂レ若二今挙二孝廉一、興二能者一、謂レ若二今挙二茂才一、賓、敬也、敬二所レ挙賢者・能者一、鄭玄謂、変レ挙言レ興者、謂二合レ衆而尊二寵之一、以二郷飲酒之礼一、礼而賓レ之、

と述べてあり、この中で後漢の鄭衆は、「賢者を興すとは、今即ち後漢の孝廉に挙げられるがごときを謂うのであり、能者を興すとは、今即ち後漢の茂才に挙げられるがごときを謂うのである」と言って、後漢の制度と比較して説明しているが、この所の賈公彦の疏も、このことを敷衍説明して、

云二賢者有二徳行一者一、欲レ見二賢与二徳行一為一、在レ身為レ徳、施レ之為レ行、内外兼備、即為二賢者一也、云二能者有二道芸一者一、鄭玄亦見二道芸与レ能為一、（中略）鄭司農云、若二今挙二孝廉及茂才一者一、孝悌廉潔、人之徳行、故以二孝廉一況二賢者一、茂才則秀才也、才人之技芸、故以況二能者一也、鄭玄謂、変レ挙言レ興者、案二礼記文王世子一云、或以レ事挙、或以レ言揚、故今貢人、皆称レ挙、云云、

と述べている。このようにして民衆の中から官吏の候補者としての賢者と能者とを選挙するが、郷大夫の職掌には、その次に、

退而以鄉射之礼五物詢衆庶、一曰和、二曰容、三曰主皮、四曰和容、五曰興舞、

とある。これに対する鄭玄及び鄭衆（鄭司農）の註は、

鄭玄云、以、用也、行鄉射之礼、而以五物詢於衆民、鄭司農云、詢、謀也、問於衆庶、寧復有賢能者、和、謂閨門之内行也、容、謂容貌也、云云、

と述べているが、誰れに鄉射をさせて、その和以下の五物の結果について、民衆に諮るのであるのかは説明しておらない。鄭司農即ち鄭衆は「寧復有賢能者」と言い、また別に鄉射で賢者・能者を選ぶのではないかと見ているようである。私は思うに、この鄉射①による試験は、曩に賢者・能者として挙げた者を、愈々官吏に任命するに当たっては、官吏として果して適任であるか、或は何の職が適当であるかを、民衆に諮ったものであろう。鄉大夫の職掌には、その次に、

此謂使民興賢、出使長之、使民興能、入使治之、

とあり、民衆にも、彼等を将来支配する官吏の候補者の賢者・能者を選挙することに預らしめるのであると述べている。

『周礼』には、このように民衆の中から官吏の候補者を選ぶ制度が述べられているが、『礼記』の王制篇には、

命鄉論秀士、升之司徒曰選士、司徒論選士之秀者、而升之学曰俊士、升於司徒者、不征於鄉、升於学者、不征於司徒、曰造士、

とあり、これは学校で学生に教育をほどこす制度を述べたものであって、その目的は造士というものの養成にある。この造士については、鄭玄は、

造、成也、能習礼、則為成士、

と註しているが、王制篇には、その後の所に、

大楽正論造士之秀者、以告于王、而升諸司馬曰進士、司馬辨論官材、論進士之賢者、以告於王、而定其論、論定、然後官之、任官、然後爵之、位定、然後禄之、

とあって、学業を修得し終った学生は、大楽正即ち大学の学長は、これを国王に報告し、司馬の官に進士として推薦するのであるが、進士はそこで銓衡されて官吏に任命されるというのである。この王制篇の制度は、学校の卒業生が官吏に採用される制度である。

以上の『周礼』の定めによる地方官が管内から官吏の候補者を選び出して中央に推薦する制度と、『礼記』王制篇

の定めによる大学がその出身学生を推薦する制度とは、共に後世の官吏登用制度即ち選挙制度に大きく影響を及ぼした。

漢代における官吏の登用は、所謂る郷挙里選の制度によったものであって、これは上掲の『周礼』の定めに準拠するものであるが、その選挙する人物の基準は、『漢書』巻二惠帝本紀四年春正月の条に、

挙二民孝弟・力田者一、復二其身一、

とか、同書巻四文帝本紀十五年九月の条に、

詔、諸侯王・公卿・郡守挙二賢良・能直言・極諫者一、上親策レ之、傅納以レ言、

とか、或は同書巻六武帝本紀建元元年冬十月の条に、

詔、丞相・御史・列侯・中二千石・二千石・諸侯相、挙二賢良・方正・直言・極諫之士一、丞相（衛）綰奏、所レ挙賢良、或治二申・商・韓非・蘇秦・張儀之言一、乱二国政一、請皆罷、奏可、

とか、また同書同巻元光元年冬十一月の条に、

初令二郡国挙二孝廉各一人一、

などとあるように、選挙さるべき人物は、賢良・直言・極諫・方正・力田・孝弟・孝廉・秀才などのいずれかの目に秀でたものが選ばれるのであったが、段々と漢でこの制度が整って来て、遂に『文献通考』巻二十八選挙考第一の挙士の所に、

按、漢制郡国挙レ士、其目大概有レ三、曰、賢良・方正也、孝廉也、博士弟子也、然是三者、在二後世一、則各自為二科目一、其与二郷挙里選一、又自殊レ塗矣、（下略）

と、『文献通考』の著者の馬端臨が評して、人物を採る選択の目は、賢良・方正と孝廉と博士弟子の三種に固ったのであるとしている。この第三番目の博士弟子というものは、『礼記』王制篇の大学出身者の系統に属するものと見做され得よう。しかもこのような漢の選挙制度は、前漢の武帝の時に大体整い、その発案者は董仲舒であったことは、『漢書』巻五十六董仲舒伝に、

自二武帝初立一、魏其武安侯為レ相、而隆レ儒矣、及二仲舒対冊一、推二明孔氏一、抑二黜百家一、立二学校之官一、州郡挙二茂材孝廉一、皆自二仲舒一発レ之、

と述べられている。

漢代に行われた郷挙里選の制度は、三国魏に至って、文帝の黄初元年（即ち延康元年・二二〇）に九品中正法に変っ

たことは、人のよく知るところであって、その発案者は陳群であり、そのことは『三国志』の魏志巻二十二陳群伝に見えている。しかし郷挙里選が完全にやめられたのではないのであって、九品中正法が行われるようになってからも、秀才や孝廉などの目に合う人物を地方官が推挙することが行われていたのであり、そのことは宮崎市定博士著の『九品官人法の研究』にも、九品中正法の中に含まれて存在したとしているが、後世になると、秀才の目によって挙げられる場合が多く、この秀才での採用は、後に掲げてある唐の登科記総目に記されてある如く、唐の高宗永徽二年に停止になるまで続けられた。ただ九品中正法が行われるようになってからは、官吏の登用は、九品中正法によるのが主となり、秀才や孝廉の如き郷挙里選的なものは従となったのである。その九品中正法は、州郡に中正官を置いて、管轄下の人物を上上から下下に至る九品に区別し、官吏の候補者を選び出す方法である。この九品中正法は、その後、晋・南北朝を通じて行われたが、その運営が堕落腐敗したために、隋に至って廃止となって、新らしい官吏登用制度が採られるようになったと言われるのである。『通典』巻十七選挙第五の雑論議の中の所に、唐の粛宗・代宗頃の人である劉秩の選挙についての論が載せられているが、それには、

隋氏罷二中正一、挙選不レ本二郷曲一、故里閭無二豪族一、井邑無二衣冠一、人不二土著一、萃二処京畿一、

とあり、また同書巻十八選挙第六の雑議論の下の所に、唐の代宗・徳宗頃の人である沈既済の選挙論が載せられているが、それにも、

自二隋罷二外選一、招二天下之人一聚二於京師一、春還秋往、鳥聚雲合、窮二関中地力之産一、奉二四方游食之資一、

とあって、いずれも九品中正法が廃止となったことを述べ[2]ているが、『隋書』巻一高祖文帝本紀上には、

開皇二年正月甲戌、詔、挙二賢良一、

とあり、また同じく、

開皇七年正月乙未、制、諸州歳貢二三人一、

あり、更らには同書巻二高祖文帝本紀下には、

開皇十八年七月景子、詔二京官五品已上・総管刺史一、以二志行修謹・清平幹済二科一挙レ人、

とあり、また同書巻七十六杜正玄伝には、

杜正玄、開皇末、挙二秀才一、尚書試二方略一、正玄応対如レ響、下レ筆成レ章、

とあるのや、同所に、

杜正蔵、字為善、尤好レ学善属レ文、弱冠挙二秀才一、

とあって、高祖文帝は、中正官によらないで、各州に命じて人物を貢挙せしめたり、或は科目によって人物を選挙せしめているのであり、次の煬帝も『通典』巻十四選挙第二の所に、

煬帝始建二進士科一、

とあって、進士の科目を設けて人物を選挙する制度を始めたことを伝えている。以上の文帝・煬帝の治世の時の諸例で判る如く、隋では最早や九品中正法は行われていなかったのである。故に明人・王圻の『続文献通考』巻四十八の選挙考薦挙の元時代の所で、

許約曰、科挙之法、実始二于隋・唐一、後世因レ之、而科挙益盛、然科挙与二辟挙之法一、並行、故唐之人才為レ盛、

とあって、これから科挙が始まるとしている。しかし隋で行われたようなことは、隋になって初めて起ったのではなく、九品中正法廃止の源は、西魏に存在すると思われる。

西魏の権臣であり北周の始祖である宇文泰は、周礼学者の蘇綽と盧辯を寵用して、『周礼』を直訳したような制度を造って西魏で実施し、以て北周に及ぼした。その蘇綽が六条の詔書なるものを造って、宇文泰に実行することを求めたことが、『周書』巻二十三蘇綽伝に見え、更らには『資治通鑑』[3]巻百五十八梁紀高祖武皇帝大同七年（西魏大統七年・五四一）の所に、「蘇綽為二六条詔書一、九月、始奏行レ之、云云」と見えている。この六条の詔書というのは、其の一は先二治心一、其の二は敦二教化一、其の三は尽二地利一、其の四は擢二賢良一、其の五は卹二獄訟一、其の六は均二賦役一であって、六条の各々について、蘇綽は詳しい説明を加えているが、この詔書を受取った宇文泰は、この『周書』蘇綽伝や『資治通鑑』に、

太祖（宇文泰）甚重レ之、常置二諸座右一、又令二百司習二誦之一、其牧守令長非レ通二六条及計帳一者、不レ得レ居レ官、（『周書』蘇綽伝による）

とあるように、非常にこの六条を、今の憲法の如く重んじたのであった。重んじた以上は、これが実行に努めたことは論を俟たない。この六条の第四は、上掲の如く、擢二賢

良」ということである。その説明として蘇綽は曰う、

天生二蒸民一、不レ能二自治一、故必立レ君以治レ之、人君不レ能二独治一、故必置レ臣以佐レ之、上至二帝王一下及二郡国一置レ臣、得レ賢則治、失レ賢則乱、此乃自然之理、百王不レ能レ易也、今刺史守令、悉有二僚吏一、皆佐レ治之人也、刺史府官、則命二於天朝一、其州吏以下、並牧守自置、自レ昔以来、州郡大吏、但取二門資一多、不レ択二賢良一、末曹小吏、唯試二刀筆一、並不レ問二志行一、夫門資者、乃先世之爵禄、無妨二子孫之愚昏一、刀筆者、乃身外之末材、不レ廃二性行之澆偽一、若門資之中而得二賢良一、是則策二駑驥一而取二千里一也、若門資之中而得二愚昏一、是則土牛木馬、形似而用非、不レ可二以涉一道也、若刀筆之中而得二志行一、是則金相玉質、内外俱美、実為二人宝一也、若刀筆之中而得二澆偽一、是則飾二画朽木一、悦レ目一時、不レ可二以充一榱桷之用一也、今之選挙者、当レ不レ限二資蔭一、唯在レ得レ人、苟得二其人一、自可レ起二廝養一而為二卿相一、伊尹・傅説是也、而況州郡之職乎、苟非二其人一、則丹朱・商均、雖二帝王之胤一、不レ能レ守二百里之封一、而況於二公卿之胄一乎、由レ此而言、観レ人之道可レ見矣、凡所レ求材芸者、為二其可一以治一民、若有二材芸一而以二正直一為レ本者、必以二其材一而為レ治也、若有二材芸一而以二姦偽一為レ本者、将レ由二其官一而為レ乱也、何治之可レ得乎、是故将レ求二材芸一、必先択二志行一、其志行善者則挙レ之、其志行不レ善則去レ之、而今択レ人者多云、邦国無レ賢、莫レ知レ所レ挙、此乃未二之思一也、非二適理之論一、所二以然一者、古人有レ言、明主事興、不レ降二佐於昊天一、大人基命、不レ擢二才於后土一、常引二一世之人一、治二一世之務一、故殷周不レ待二稷契之臣一、魏晋無レ仮二蕭曹之佐一、仲尼曰、十室之邑、必有二忠信如レ丘者一焉、豈有二万家之都而云一無レ士、但求レ之不レ勤、択レ之不レ審、或用レ之不レ得二其所一、任レ之不レ尽二其材一、故云レ無耳、（中略）士必従レ微而至レ著、功必積レ小以至レ大、豈有二未レ任而已成一、不レ用而先達一也、若識二此理一、則賢可レ求、士可レ択、得レ賢而任レ之、得レ士而使レ之、則天下之治、何向而不レ可レ成也、（下略）

と。蘇綽はこの説明の中で「自レ昔以来、州郡大吏、但取二門資一多、不レ擇二賢良一」とあるのは、九品中正法の腐敗を評した諺の「上品無二寒門一、下品無二世族一」と同じことを述べたものであり、この弊害を改める方法として、彼は「今之選挙者、当レ不レ限二資蔭一、唯在レ得レ人、苟得二其人一、自可レ起二廝養一而為二卿相一、伊尹・傅説是也」ということを主張したのである。この彼の主張は、門閥を中心とする九品中正法をやめて、人物本位で官吏を採用するようにせよと言うにある。これは九品中正法に代ったところの所謂る科挙の本旨と同じことであり、周礼や漢の郷挙里選の原則にも合っするものである。このことがまた西魏から北周を通じて実行されていたのである。即ち『周書』巻四十五楽

遜伝には、

（西魏大統）九年、太尉李弼請二樂遜一教二授諸子一、既而太祖（宇文泰）盛選二賢良一、授以二守令一、相府戸曹柳敏・行台郎中盛光・河東郡丞辛粲、相継挙レ遜、称レ有二牧民之才一、弼請留不レ遣、

とあって、西魏の権臣宇文泰は、蘇綽の主張に従って、盛んに賢良を選んでいたのであって、しかもそれは最早や中正官の推挙によるのではなく、一般の官吏の推挙によるものであった。宇文泰は西魏恭帝即位三年十月に死去し、その翌年一月に、泰の子の覚は、西魏を亡して北周を建てたが、これが北周の孝閔帝である。その北周の事例を『周書』の本紀中から拾ってみるならば、『周書』巻三孝閔帝本紀（北周第一代天子）の即位元年八月甲午の条に、

詔曰、帝王之治二天下一、罔レ弗下博求二衆才一以乂二厥民一上、今二十四軍宜レ挙二賢良堪レ治民者軍列九人一、被レ挙之人、於レ後不レ称二厥任一者、所レ挙官司、皆治二其罪一、

とあり、同書巻五武帝本紀（北周第三代天子）上の天和元年二月戊辰の条に、

詔、三公已下、各挙④レ所知、

とあり、同じく建徳元年四月己卯の条に、

詔、公卿以下、各挙レ所知、

とあり、同じく建徳三年二月丙午の条に、

令二六府各挙二賢良清平之人一、

とあり、同じく巻六武帝本紀下の建徳四年閏十月の条に、

詔、諸畿郡、各挙二賢良一、

とあり、同じく建徳六年三月壬午の条に、

詔、山東諸州、各挙二明経幹治者二人一、若奇才異術卓爾不群者、弗レ拘二多少一、

とあり、同七月己丑の条に、

詔、山東諸州、挙二有レ才者一、上県六人、中県五人、下県四人、赴二行在所一、共論二治政得失一、

とあり、同九月壬辰の条に、

詔、東土諸州、儒生明二一経已上一、並挙送、州郡以レ礼発遣、

とあり、また同書巻七宣帝本紀（北周第四代天子）の即位元年八月壬申の条に、

州挙二高才博学者一為二秀才一、郡挙二経明行修者一為二孝廉一、上州上郡歳一人、下州下郡三歳一人、

とあり、同書巻八静帝本紀（北周第五代天子）大定元年正月丙戌の条に、

遣二戎秩一、上開府以上、職事下大夫以上、外官刺史以上、各挙二清平勤幹者三人一、被レ挙之人、居レ官三年、有二功過一者、

所レ挙之人、随加二賞過一、

と見えている。この外、同じ『周書』の列伝中には、秀才に挙げられる例が多数見えている。例えば『周書』巻三十五裴俠伝には、

裴祥弟爾貞亮、有二才芸一、天和中挙二秀才一、拝二給事中士一、

とある外に、同書には、その巻三十六劉志伝には、

劉志祖善、魏大安中、挙二秀才一、拝二中書博士一、

とあって、北魏の秀才の例も見えており、また同書巻四十二宗懍伝には、

宗懍少聰、(中略)郷里呼為二小児学士一、梁普通六年、挙二秀才一、

とあって、南朝の梁の秀才の例も見えている。北周では中正官を設けないで、賢良・明経・秀才・孝廉の者を挙げることを行っているのであって、このような制度を隋が継承して、同じことを行ったものと謂うことが出来るであろう。北周において既に中正官を設けていなかったことは、『周書』を通読することによって、判るであろう。『周書』を読むに、『周書』巻十九豆盧寧伝には、

(西魏)大統元年、豆盧寧除二前将軍一、進レ爵為レ侯、増二邑三百戸一、遷二顕州刺史・顕州大中正一、

とあり、同書巻三十三王悦伝には、

大統十四年、王悦授二雍州大中正一、

とあり、同書巻三十五崔猷伝には、

大統十七年、崔猷進二侍中・驃騎大将軍・開府儀同三司・本州大中正一、

とあって、西魏時代の州の大中正の例が見えており、同書巻三十六司馬裔伝には、

西魏恭帝元年、司馬裔授二使持節車騎大将軍・儀同三司・散騎常侍・本郡中正一、

とあって、西魏時代の郡の中正の例が見えている。『周書』には、これ等の外にも、西魏の州の大中正の例が多く記載されているが、北周に入ってからは、『周書』には全然現われて来ないのである。思うにこれは、『周書』巻二文帝本紀下に、

西魏恭帝三年春正月丁丑、初行二周礼一、建二六官一、以二太祖(宇文泰)一為二太師大冢宰一、柱国李弼為二太傅一、(中略)初太祖(宇文泰)以二漢魏官繁一、思レ革二前弊一、大統中、乃命二蘇綽・盧辯一、依二周制一改二創其事一、尋亦置二六卿官一、然為二撰次未一成、衆務猶帰二台閣一、至レ是始畢、乃命行レ之、

とあるように、西魏の権臣宇文泰は、蘇綽と盧辯に命じて、

『周礼』に全面的に依存する新しい官制を造らしめたが、これが完全に行われるに至ったのは、西魏の最後の年の恭帝の即位三年一月のことであり、これは全く『周礼』によったものであるから、九品中正法による中正官などは採り入れてある筈はなく、その中正官の含まれていない制度が、西魏の最後の年から行われ始めたから、中正官はただ官として西魏には存在するが、北周になると、『周書』からは最早や姿を消すに至ったものであろう。

この西魏に始って北周・隋へと継承された新しい官吏登用制度は、何んと称せられたかと言うに、これに対しては特別な名称はなく、西魏・北周・隋を通じて、単に選挙という普通一般の名称が用いられていた。その事実は、西魏については、既に掲げてある蘇綽の擢賢良の説明の中に、選挙の語があることによって知られるし、北周については、『周書』巻四十五楽遜伝にあるところの北周孝閔帝武成元年六月に、楽遜が時宜策を陳述した中に、

其三明選挙、曰、選曹賞録勲賢、補擬官爵、必宜与衆共之、云云、

とあって、選挙の語が見え、また『周書』巻四十七黎景熙伝には、北周の武帝の時に豪富の家が競うて奢麗をこととしたので、黎景熙が上書して、それを取締るよう望んだ言葉の中に、

為治之要、在於選挙、若差之毫釐、則有千里之失、後来居上、則致積薪之譏、云云、

とあって、矢張り選挙の語があって、北周でも選挙と呼ばれていたことが判かり、その隋においては、『隋書』巻四十六楊尚希伝に、

高祖（隋文帝）受禅、（中略）歳余、楊尚希出為河南道行台兵部尚書、加銀青光禄大夫、尚希時見天下州郡過多、上表曰、（上略）今存要去閑、併小為大、国家則不虧粟帛、選挙則易得賢才、敢陳管見、伏聴裁処、

とあり、また『隋書』巻四十九牛弘伝に、

（隋文帝之時）牛弘在吏部、其選挙、先徳行而後文才、務在審慎、雖致停緩、所有進用、並多称職、吏部侍郎高孝基、鑒賞機晤、清慎絶倫、然爽俊有余、迹似軽薄、時宰多以此疑之、唯弘深識其真、推心委任、隋之選挙、於斯為最、時論弥服弘識度之遠、

とあって、これまた隋でも選挙と称していたことが判かるのである。このように西魏・北周・隋の三時代の諸例は、

いずれも官吏登用制度を選挙と称していて、特別な名称を用いていなかったことを明らかにしている。これは北周と対立していた北斉においても同様であった。そのことは『隋書』巻四十二李徳林伝に、李徳林がまだ北斉に居た時のこととして、

(北斉)任城王湝為二定州刺史一、重二李徳林之才一、召入二州館一、朝夕同遊、殆均二師友一、(中略)於レ是挙二秀才一入レ鄴、于時天保八年也、王因遣二尚書令楊遵彦書一云、燕趙固多二奇士一、此言誠不レ為レ謬、今歳所レ貢秀才李徳林者、文章学識、固不レ待レ言、観二其風神器宇一、終為二棟梁之用一、(中略)時遵彦銓衡深慎、選二挙秀才一、擢第罕レ有二甲科一、徳林射二策五条一、考皆為レ上、授二殿中将軍一、

ということがあり、北斉でも選挙の語が用いられていたことを示している。

選挙という言葉は、官吏登用制度を意味する普通名詞であって、従って郷挙里選も、九品中正法も、貢挙も、科挙も、皆な選挙の一種に過ぎないのである。ただ西魏から始まる新官吏登用制度においては、例えば隋の文帝の時に行われた場合に、それは「挙二賢良一」、「貢二三人一」、「以二二科一挙レ人」、「挙二秀才一」と言い、挙・貢・以レ科挙レ人の語が専ら用いられている。このようなことから、既に前から存在する言葉ではあるが、貢挙及び科挙という語が、新官吏登用制度の特別な名称として、唐以後用いられるに至ったようである。しかも貢挙が先ず用いられ、科挙は後になって用いられたのである。ただ唐初に九品中正法の中正官を一時復活したことがある。『唐会要』巻六十九丞簿尉の所、及び『資治通鑑』巻百九十に、

武徳七年春正月、依二周・斉旧制一、毎レ州置二大中正一人一、掌レ知二州内人物・品量・望第一、以二本州門望高者一領レ之、無二品秩一、(『資治通鑑』による)

とあり、唐高祖の武徳七年正月に大中正を州ごとに置くことにしたが、『唐会要』の同所に、

至二貞観初一廃、

とある如く、第二代太宗の貞観の初めに廃止となったのであって、それは僅か数年間しか行われなかった。

① 唐においても、官吏登用試験に及第したものを、愈々職に就けるに当たっては、『新唐書』巻四十五選挙志に、「凡択レ人之法有レ四、一曰身、体貌豊偉、二曰言、言辞辯正、三曰書、楷法遒美、四曰判、文理優長、四事皆可、取則先二徳行一、徳均以レ才、才均以レ労、得者為レ留、不レ得者為レ放」という規準に当てて銓選されたのである。

② 『玉海』巻百十五選挙篇科挙の隋進士科の所にも、「隋文帝罷二州郡

之辟、廃郷里之挙、内外一命、悉帰吏曹、班列皆由執政」と述べている。

③『北史』巻五魏本紀第五の西魏文帝本紀大統七年九月の条にも、「詔、班政事之法六条」として見えている。

④この天和元年に挙げるというのは、賢良などに挙げることであるは『周書』巻四十五柔遜伝に、「天和元年、岐州刺史陳公純挙柔遜為賢良」とあることによって判るであろう。

二　唐・五代・宋の貢挙と科挙

官吏の登用の制度を中国では、既述の如く、一般に総称して選挙と称するのであって、従って『通典』『文献通考』『玉海』などは、選挙の篇名で官吏の登用・選叙・考課のことを取扱い、正史では『新唐書』から志類の一つとして選挙志が設けられている。この選挙の語は漢代に生まれたようであって、各種の辞典には、『漢書』巻七十二鮑宣伝の「襲勝為司直、郡国皆慎選挙」や、『後漢書』巻九十六陳蕃伝の「陳蕃与黄琬、共典選挙、不偏権富」などの文例を挙げている。漢の郷挙里選や、三国魏から始まる九品中正法や、西魏・北周・隋と続いて行われた新官吏登用制度で後になって貢挙とか科挙と言われるものは、この選挙の一種に過ぎない。

科挙は、このように選挙の一種であり、公務員採用試験のことであるが、この語は隋唐以前に既に存在するのであって、それは西晋の初世に、晋の律令の編纂に加わり、その注解までも作った人の杜預の言葉の中に見えている。即ち『晋書』巻三十四の彼の伝によると、泰始年間に彼は武帝の命をうけて黜陟の課、即ち官吏の勤務評定たる考課制度を立案したことがあるが、そのことについて彼が述べた言葉の中に、

夫宣尽物理、神而明之、存乎其人、去人而任法、則以傷理、今科挙優劣、莫若委任達官、各考所統、在官一年以後、毎歳言、優者一人為上第、劣者一人為下第、云云、

として見えており、この場合の科挙とは、考課即ち勤務評定の意味なることを明らかにしている。考課即ち勤務評定も選挙の中に包含せられるものであることは、『通典』の選挙篇の中に考績としてそのことが取扱われており、また『玉海』にもその選挙篇の中に、科挙（選士）・銓選・考課の三項目を設けていることからしても判るのである。選士即ち科挙によって官吏の候補者を試験して定め、その及第者を何の官に任ずるかをきめるのが銓選（選叙とも言う）

であり、官吏に任命された以後の勤務成績を考査して黜陟するのが考課である。わが養老の令制には選叙令と考課令はあるが、科挙令とか貢挙令と称せられるものはなく、科挙（貢挙）の規定は、考課令の中に考貢人という見出しのもとに、秀才・明経・進士・明法・貢挙人・貢人の各条文を設けていて、科挙（貢挙）と考課とは、わが令制でも殆んど同一性格のものとして取扱っている。この科挙（貢挙）と密接な関係のある考課をば、晋頃には科挙と称していたのである。

西魏・北周・隋と続いて行われた新官吏登用制度は、唐ではこれを貢挙とか科挙と呼んでいたのである。この両名称の中で、貢挙の方が唐・五代・宋までは、正式の名称として多く用いられ、元朝から科挙が正式の名称として多く用いられるようになったのであるが、科挙の名称が人口によく膾炙しているから、先ず科挙の例から挙示しよう。

唐時代に関係ある文献に、科挙の文字が現われる例は極めて少ないのである。しかも唐の後半頃になって現われて来るのである。先ず唐の憲宗の元和頃の人である李肇が著わした『唐国史補』[1]の巻中には、

権相為舎人、以聞望自処、嘗語同僚曰、未嘗以科挙為資、鄭雲逵戲曰、更有一人、遽問誰、答曰、韋聿者也、満座絶倒、

とあり、またその巻下[2]にも、

（唐徳宗）貞元十二年、駙馬王士平与義陽公主反目、蔡南史・独孤申叔、播為楽曲、号義陽子、有団雪散雲之歌、徳宗聞之、怒欲廃科挙、後但流斥南史・申叔而止、

とあって、『唐国史補』には二カ所に科挙の語が見えている。次に『新唐書』巻四十四選挙志にも、

武宗即位、宰相李徳裕尤悪進士、（中略）徳裕嘗論、公卿子弟、艱於科挙、云云、

という科挙の例が見えている。今は唐の科挙についての例は、以上の二史料を挙げることが出来るが、次の五代になると、その例はやや多くなって来る。これを『文献通考』巻三十選挙考第三だけについて見るも、

（後唐）長興四年、礼部貢院奏、新立条件如後、（中略）若虚妄者、請厳行科挙、牒送本道、重処色役、仍永不得入挙場、

とあるのや、

南唐[3]設科挙、既而罷之、　先公曰、按五代通録、自梁開

平一至二周顕徳一、未二嘗無二科挙一、而偏方小国、兵乱之際、往往廃墜、如二江南一、号為二文雅最盛一、然江文蔚・韓熙載、皆後唐時中二進士第一、宋齊邱・馮延己、仕二於南唐一、皆白衣起レ家為二秘書郎一、然則南唐前レ此未二嘗設二科挙一、科挙昉二於此時一耳（下略）

とあるのや、

④（後周）世宗顕徳二年五月、尚書礼部侍郎知二貢挙一竇儀奏、（上略）其諸科挙人、若合レ解不レ解、不レ合レ解而解者、監官・試官為二首罪一、勒二停見任一、挙二送長官一、聞奏取レ裁、（下略）

とある。宋代になると、科挙の語は『文献通考』の選挙考や『宋会要稿』の選挙篇や、宋代の諸筆記小説記録類などの中に多く散見している。

貢挙の語も、隋唐以前に既にあるのであって、『玉海』巻百十四選挙篇科挙の漢郡国貢挙、貢挙制の所に、

後漢書巻五十六韋彪伝、章帝時、陳レ事者、多言二郡国貢挙率非二功次一、（中略）有レ詔下二公卿朝臣一議、韋彪上レ議曰、伏惟、明詔褒二労百姓一、垂二恩選挙一、務得二其人一、夫国以レ簡レ賢為レ務、賢以二孝行一為レ首、（中略）然其要帰レ在二於選一二千石一、二千石賢則貢挙皆得二其人一、帝深納レ之、

後漢書巻七十四胡広伝、順帝時、胡広上書曰、臣聞、君以二兼覧博照一為レ徳、臣以二献レ可替レ否為レ忠、（中略）蓋選挙因レ才無レ拘二定制一、六奇之策不レ出二経学一、鄭阿之政非レ必二章奏一、（中略）漢承二周秦一、兼覧二殷夏一、祖レ徳師レ経、参二雑覇執一、聖主賢臣、世以致レ理、貢挙之制、莫レ或二回革一、（下略）

という『後漢書』の二列伝に見える貢挙についての例を掲げている。また『通典』巻十四選挙篇第二にも、

（魏文帝黄初三年、始除二旧漢限年之制一、令二郡国貢挙勿二拘二老幼一、

という三国魏の時の貢挙の例を掲げている。このように貢挙の語は漢・三国頃の文献に既に現われているが、これを唐についてみるに、『新唐書』巻四十四選挙志には、

唐制取レ士之科、多因二隋旧一、然其大要有レ三、由二学館一者曰二生徒一、由二州県一者曰二郷貢一、皆升二于有司一而進二退之一、（中略）此歳挙之常選也、其天子自詔者曰二制挙一、所二以待一非常之才一焉、

と述べてあって、唐の官吏を登用する方法は、学校出身の生徒と称せられるものと州県の選抜推薦による郷貢と言うものとを、中央の有司のもとに集めて試験して、その及落を決定するのが、官吏登用の常道であって、この外に制挙と言われるものがあるが、それは臨時の特別なものであるとしている。この生徒と言うのは、既に初めに紹介してあ

る『礼記』王制篇の制度をうけたものであり、郷貢と言うのは、『周礼』地官司徒篇の制度をうけたものであるは、極めて明らかなことであるが、この生徒と郷貢については、『唐律疏議』巻九職制律上の「貢挙非其人」の条文の疏議に、

依令、諸州歳別貢人、若別勅令挙、及国子諸館年常送省者、為挙人、皆取方正清循・名行相副、

という唐の選挙令を掲げていて、郷貢は貢人、学館よりの生徒と制挙に応ずるものは挙人と言うを明らかにしている。わが養老の考課令の貢人の条文にも、

凡貢人、皆本部長官貢送太政官、若無長官、次官貢、其人随朝集使赴集、(中略)大学挙人、具状申太政官、与諸国貢人同試、(下略)

とあって、唐と同様に諸国の地方官が推薦するのが貢人であり、大学からの推薦のものは挙人であるとしている。このように貢人と挙人とを集めて試験するものであるから貢挙の名称が生まれて来るのであり、唐でも五代でも宋でも、所謂る科挙の公的な名称としては、貢挙という名称を用いていたのである。これは『通典』『文献通考』『新唐書』『宋史』『玉海』『唐会要』『五代会要』『宋会要稿』などの各選挙の所だけを見ても明らかである。これ等の諸書には、実に多くの例が見えていて、それ等を例挙するのは煩に堪えない次第であるので、『文献通考』だけを代表として挙げることにする。それも『文献通考』巻二十九・巻三十・巻三十二の各選挙考にある唐・五代・宋の登科記総目だけを挙げることとする。先ず巻二十九選挙考にある唐登科記総目には、

高祖武徳元年上書拝官一人
二年・三年不貢挙
五年秀才一人・進士四人
六年進士四人
七年秀才二人・進士六人
八年秀才一人・進士五人
九年秀才二人・進士七人
太宗貞観元年秀才二人・進士四人
二年米貴不貢挙
三年秀才二人・進士五人
四年秀才一人・進士九人
五年秀才一人・進士十五人
(中略)

十六年不二貢挙一
十七年進士十五人
十八年秀才一人・進士二十四人
十九年秀才三人・上書拝レ官一人
（中　略）
高宗永徽元年秀才一人・進士十四人
二年進士二十五人（其年始停二秀才挙一）
三年・四年不二貢挙一、応レ制及第三人
五年進士一人
（下　略）

とあり、その巻三十選挙考にある五代登科記総目には、

梁太祖開平二年進士十八人・諸科五人
三年進士十九人・諸科四人
四年進士十五人・諸科一人
五年進士二十人・諸科十人
乾化二年進士十一人・諸科一人
三年進士十五人
四年停レ挙
五年進士十三人・諸科二人
貞明二年進士十二人・諸科一人
三年進士十五人・諸科二人
四年進士十二人・諸科二人
五年進士十三人・諸科一人
六年進士十二人・諸科三人
七年停レ挙
龍徳二年進士十四人・諸科二人
三年停レ挙
（中　略）
唐愍帝長興五年進士十七人・諸科一人
廃帝清泰二年進士十四人・諸科一人
三年進士十三人
晋高祖天福二年進士十九人
三年進士二十人
四年・五年停二貢挙一
六年進士十一人・諸科四十五人
七年進士七人
（下　略）
按二五代五十二年一、其間惟梁与レ晋、各停二貢挙一者二年、則降レ
敕以二挙子学業未一精之故、至二於朝代更易、干戈擐槍之歳一、
貢挙未レ嘗レ廃也、（下略）

とあり、その巻三十二選挙考の宋登科記総目には、

太祖建隆元年進士十九人、榜首楊礪
二年進士十一人、榜首張去華
三年進士十五人、榜首馬適

四年進士八人、榜首蘇徳祥
（中　略）
開宝七年停二貢挙一
八年進士三十一人、省元王式・状元王嗣宗、諸科二十四人
九年停二貢挙一
太宗太平興国二年進士一百九人、省元状元呂蒙正、諸科二百七人、十五挙以上一百八十四、凡五百餘人
四年不二貢挙一
五年進士一百二十一人、省元状元蘇易簡、諸科五百三十四人
六年・七年停二貢挙一
（下　略）

とある。以上の唐・五代・宋の三代の登科記総目に記載せるものを見て判る如く、登用試験を中止することを、「不二貢挙一」とか「停二貢挙一」と言っていて、「不二科挙一」とか「停二科挙一」とは言っておらないのである。またこの登用試験を主宰する職名についても、『旧唐書』巻百五十五李建伝⑤に、

（憲宗之時）京兆尹李建与二宰相韋貫之一友善、貫之寵レ相、建亦出為二澧州刺史一、徴拝二太常少卿一、尋以二本官一知二礼部貢挙一、取捨非二其人一、云云、

とあり、また『旧唐書』巻百六十七李逢吉伝⑥にも、

元和十一年二月、李逢吉権知二礼部貢挙一、

とあり、或は『旧唐書』巻十八武宗本紀会昌四年十二月の条に、

時左僕射王起、頻年知二貢挙一、毎二貢院考試訖一上レ榜、云云、

とあり、また宋人の王讜の著せる『唐語林』巻下の方正の所には、

崔瑤知二貢挙一、以二貴要一自恃、不レ畏二外議一、

とあり、同じく巻下の企羨の所には、

李相宗閔知二貢挙一、門生多二清雅俊茂一、

とあって、いずれも知二貢挙一と言っている。これは五代においても同様であって、『旧五代史』巻百四十八選挙志に、

晋天福三年三月、翰林学士承旨兵部侍郎権知二貢挙一崔棁奏、云云、

とあるのや、

晋開運元年十一月、工部尚書権知二貢挙一竇貞固奏、云云、

とあるのや、

周広順三年八月、刑部侍郎権知二貢挙一徐台符奏、云云、

とあるなど、知二貢挙一の例が見えており、また次の宋においても同様であって、『宋史』巻二百六十四薛居正伝には、

建隆三年、薛居正入為枢密直学士、権知貢挙、

とあるのや、同書同巻盧多遜伝には、

乾徳二年、盧多遜権知貢挙、（中略）四年、復権知貢挙、

とあるのや、同書巻二百六十五李昉伝に、

開宝三年、李昉知貢挙、五年、復知貢挙、

とあり、また張方平の『楽全集』の附録にある張方平の行状には、

（仁宗之時）張方平遷諫議大夫・御史中丞、甫受命知貢挙、

とあり、また南宋になっての例としては、『宋史』巻三百八十五周葵伝に、

孝宗即位、周葵除兵部侍郎兼侍講、改同知貢挙兼権戸部侍郎、

とあるのや、同書同巻蕭燧伝に、

孝宗淳熙五年、蕭燧同知貢挙、

とあるのや、同書巻三百八十八周執羔伝に、

紹興六年八月、周執羔擢権礼部侍郎、充金生辰使、（中略）使還、（中略）復同知貢挙、

とあるなど、北宋も南宋も通じて知貢挙である。更らには、宋の李燾の『続資治通鑑長編』巻百八十一仁宗至和二年十月乙巳の条には、

礼部貢院上删定貢挙条制十二巻、

とあり、また『宋会要稿』刑法第一格令や『玉海』巻百十六選挙篇科挙の「紹興貢挙法」には、

（高宗）紹興二十六年十二月十五日、尚書左僕射同中書門下平章事提挙評定一司勅令万俟卨等上御試貢挙勅一巻・令三巻・式一巻・目録一巻・申明一巻・省試貢挙勅一巻・令一巻・式一巻・目録一巻・申明一巻・府監発解勅一巻・令一巻・式一巻・目録一巻・申明一巻・（中略）・内外通用貢挙勅二巻・令五巻・格三巻・式一巻・目録四巻・申明二巻・盤正省曹寺監内外諸司等法三巻・修書指揮一巻、詔可、頒降、仍以紹興重修貢挙勅令格式為名、（『宋会要稿』による）

とあり、宋の官吏登用試験制度を盛ってある法典類の名称に、いずれも貢挙の語を用いている。

以上のような諸事実は、西魏・北周・隋から続いている官吏登用の新制度の唐・五代・宋における公的な名称は、貢挙であって、科挙というのはまだ俗称に過ぎないことを示すものである。ただ宋からは科挙の語は多く現われて来て、特に時代が降るに従って多くなり、貢挙に取って替わる形勢を示すに至っている。既に『続資治通鑑長編』巻百

八十七の仁宗⑦嘉祐三年三月辛巳の条に、

礼部貢院言、奉レ詔再詳二定科挙条制一、応天下進士諸科解額各減レ半、明経別試、（下略）

とあって、北宋の仁宗の時に科挙についての条制が定められたことが見えている。この例は、科挙が貢挙に替って公の名称になったように見えるが、『続資治通鑑長編』には、この一文のすぐ前の所の同じ嘉祐三年三月の甲戌の条に、

詔二礼部一貢挙、

とあって、貢挙と科挙とを殆んど同時に用いている。このことからして、この場合の科挙というのは、貢挙の中の科場のことだけを指して用いられたものであって、貢挙に替って用いられたものではない。実際また、仁宗から英宗を経て神宗の熙寧二年四月戊午に、神宗は官吏登用の試験内容を改めようと欲して、群臣に諮ったことが、『玉海』巻百十六選挙篇科挙の熙寧議二貢挙学校制一の所に見えているが、その時に蘇軾が述べた彼の意見は、

直史館蘇軾言、貢挙之法、行レ之百年、議者欲レ変、不レ過二数端一、或曰、郷貢二徳行一而舎二文章一、或曰、専取二策論一而略二詩賦一、（下略）

というものであって、ここでは明かに「貢挙の法は、これを行うこと百年」と言っている。ところが北宋も末期になると、『玉海』の同じ所に、

（徽宗）宣和三年二月、詔、太学以二三舎一考選、開封府及諸路以二科挙一取レ士、並依二元豊法一、

とあって、徽宗の詔の中に、科挙を以て貢挙の意味に用いるようになっており、『玉海』の同巻の乾道貢籍には、

孝宗以二科挙一為レ未レ尽、立二待補之法一以蒐二遺才一、以二武挙一為レ未レ盛、優二入仕之級一以収二智勇一、

とあるように、南宋の第二代孝宗も、貢挙の意味に科挙を用いている。南宋では既に第一代高宗の時に、『建炎以来繫年要録』巻百七十四紹興二十六年八月乙酉の条に、

沈該等奏、今歳科挙極整粛、有二伝レ義挾レ書者一、皆扶出、上曰、朕于二此事一極留レ意、異日宰執侍従、皆于二此途一出、豈容二冒濫一、所レ謂抜レ本塞レ源也、

とあって、科挙の語が用いられており、『朱子語類』巻百八論二治道一にも、

揚因論二科挙法一、雖レ不レ可二以得レ人、然尚公、曰、銓法亦公、然法至二於尽一、公不レ在レ人、便不二是好法一、要レ可レ私、而公方始好、包揚

とあり、洪邁の『容齋続筆』巻十三科挙恩数にも、

国朝（宋）科挙取レ士、自二太平興国一以来、恩典始重、云云、

とある。南宋[8]も末期になると、殆んど科挙にかたまった感がする。それは明人・王圻の編纂せる『続文献通考』巻四十三選挙考の挙士の所に羅列されている諸例を見るに、

理宗

淳祐十年、礼部侍郎曹彦約奏、科挙之弊、莫レ甚二於牒試一、而牒試之弊、莫レ甚二於作偽一、（下略）

十二年、上諭二輔臣一曰、邇年、科挙取レ士、鮮得二実学一、（下略）

景定五年春正月詔、（中略）略曰、務二於科挙一、無レ大二更張一以安二士心一、（下略）

度宗

咸淳七年十二月初置二士籍一、按二宋史一言、賈似道欲レ制二東南士心一、乃令二御史陳伯大請一置二士籍一、開二具姓名・年甲・三代妻室一、令二郷隣結勘一、於二科挙条例一無レ礙、方許レ納レ卷、（中略）時辺事危急、束レ手無レ策、而以二科挙一累二士人一、議者謬レ之、

とあり、いずれの例も科挙の文字を用いて、科挙に一定した様子を見せている。このように宋において貢挙から次第に科挙に替るようになるが、貢挙であっても科挙であっても[9]、それは選挙の一種に過ぎないのである。伊藤長胤の『制度通』巻六の「進士及第状元三場ノ事」の所に、

唐ノ貢士ヲ挙ラルヽハ、登科記ヲ考フルニ、毎年コレヲ行フ。偶凶年等ノ変アレハ、停挙セラル。（中略）又唐ノ時ニ人ヲ択テ官ニスルニハ、身言書判ノ四ツヲ以テヱラム。（中略）又武士ノ及第是ヲ武挙ト云。騎射ヲ試ミテ兵部是ヲ掌ル。此等ノ挙ヲアハセテ選挙ト云、又貢挙科挙トモ云。

と述べていて、文武の官吏を採用する試験のことを選挙とも言い、貢挙とも言い、科挙とも言うとしているが、この説明でも通用し得るのである。しかし厳密に言えば、選挙というのは一般的な名称であり、各時代を通じて用いられた語であり、この選挙の中で、特に西魏・北周・隋から行われるものを、唐からは専ら貢挙と言い、後には科挙と言うことになるのである。このようなことから、台湾の中華叢書編審委員会が印行している『中華叢書』の一つの『宋史研究集』第四輯に収められている楊樹藩氏の「宋代貢挙制度」と題する論文は、その題名が示す如く、宋の官吏登用の試験制度を論述しているものであるが、この論文中には、科挙という文字はどこにも使用しておらず、全部貢挙

の文字を用いているのは、宋の公の名称に重点を置いて書かれたものと言い得よう。また普通一般に科挙の制度は隋から起ると言われるのは、隋の煬帝の時に進士の科目が新らしく設けられ、その進士の科目が後には科挙の殆んど唯一の科目となったことから、科挙は隋に起るということになったのであろう。

① 『唐国史補』に科挙の文字があることに気ずかれたのは、今は故人となった菅谷軍次郎氏であって、私は同氏からこのことを聞いたのである。

② この駙馬王士平のこのことは、『太平広記』巻百八十貢挙類第三にも見えている。

③ 南唐のこの科挙のことは、『資治通鑑』巻二百九十後周紀太祖広順二年二月甲辰の条にも見えている。

④ この竇儀の奏は、『五代会要』巻二十二進士の所にも見えている。

⑤ 李建の知貢挙のことは、唐人・王定保の『唐摭言』巻十四の主司称意の所にも見えている。

⑥ 李逢吉の知貢挙のことは、矢張り『唐摭言』巻十四主司称意にも見えている。

⑦ このことは『玉海』巻百十六選挙篇の科挙第三の嘉祐明経科の所にも見えている。

⑧ 宋時代に、その北方に独立国として存在していた遼及び金も、中国の選挙制度を採り入れて実施していたが、王圻の『続文献通考』巻四十三選挙考の科目之数によると、遼時代の選挙の例は、全部これを貢挙と称しているに対し、金時代の選挙の例は、廃帝亮までがこれを貢挙と言い、次の世宗からはこれを科挙と称している。これは宋の状態がそのまま遼金に反映したものであろう。

⑨ 『唐摭言』巻十三無名子謗議に、「貞元中、劉忠州任二大夫一、科選多二濫進一、有二無名子一、自云、(下略)」とあって、唐では科選とも称していたようである。

* * *

附説　現代の高校世界史における科挙の取扱い振り

私は先年東北大学に在職中に、入学試験の問題として、中国の官吏登用の試験制度の変遷を述べさせたことがある。その際の受験生の答案に、「隋の時に九品中正法がやめられて選挙という制度が実施され、その制度は唐を経て宋に至って、科挙と呼ばれるようになった」と書いたものが多くあった。私はこのような答案に接っして驚いたと共に、誰がこのような学説を唱えているのかを少しく調べてみたが判らず、その時はそれで終りにしたのである。しかるに最近必要あって、現在行用されている高校の世界史の教科書を、九種程閲読したところ、その殆んどが「隋・唐では選挙というものが行われ、それが宋から科挙と呼ばれるよ

うになった」とか、「唐の選挙制度は宋になって科挙という名称になった」と記されているのに気づいたのである。例えば村川堅太郎氏ら三氏の執筆にかかる文部省検定済の『改訂版詳説世界史B』（昭和四十五年三月山川出版社発行）の頁九十の「隋の統一」の所には、

隋は貴族の強権排除をめざして、選挙（宋以後科挙）と呼ばれる官吏登用試験を実施して一般から人材を求め、云云、

とあり、その頁九十五の「隋・唐の社会」の所には、

隋・唐両王朝とも貴族を抑圧しようとし、九品中世法にかえて科挙（当時は選挙）を行なった。

とある。また三上次男氏ら三氏の執筆にかかる文部省検定済の『最新版世界史B』（昭和四十五年二月中教出版社発行）の頁八十二の「唐の国家体制」の所には、

官吏の登用も、いままでの家がらばかりにたよっていたのを改めて、官吏登用試験（選挙）を併用し、広く一般から人材を集めようとはかった。

とあり、その頁九十二の「宋の成立」の所には、

官吏登用試験制度を一般化し、資格に制限を設けなかった（科挙）。

とある。他の諸教科書も以上の二教科書と大同小異のものであるが、ただ酒井忠夫氏と高橋幸八郎氏の共著にかかる文部省検定済の『三訂世界史B』（昭和四十五年三月秀英出版発行）だけは、その頁六十九の「隋の統一」の所に、

隋文帝は科挙を創始して官吏を登用し、官僚組織を強化した。

と記してある外に、その所の脚註には、

科挙とは、広く人材を求めるために、科目による選挙によって官吏を選考することで、これは清末まで行なわれた。科挙の語は、宋以後通用されたが、それ以前にもあった。

という科挙についての説明がなされている。科挙の語は宋から始まるのではなく、それ以前からあるというのであるが、このように明瞭に科挙の名称は宋以前から存在すると述べた教科書は、酒井・高橋両氏共著の教科書以外には、私の調べたところでは存在せず、多くのものは隋唐では選挙と称せられたとしている。また、この酒井・高橋両氏共著の教科書と他の多くの教科書との中間に位するものに榎一雄氏と堀米庸三氏の共著になる文部省検定済の『標準高等世界史B』（昭和四十五年一月講談社発行）がある。この教科書の頁百九の「隋の統一」の所には、

九品中正の制度をやめて学科試験によって官吏を採用するこ

と（のちのいわゆる科挙）を始めた。

と述べ、その頁百十一の「唐の統一」の所では、

新しい官吏採用法、均田法がいよいよ整えられていった。

と述べ、その頁百二十七の「宋の統一」の所では、

また科挙の制を整え、さらに天子自ら試験する殿試の制度をつくって、科挙の合格者が天子直属の官僚であるという意味をはっきりさせた。

と述べていて、この教科書は隋が始めたとしている新しい官吏採用法は、選挙とは呼んでいないが、宋からそれに対して科挙という名称を用いている。

以上のように多くの教科書がこの有様であるから、世界史の参考書もまた、同様に隋唐では選挙と称したと述べているものが多いのである。例えば、全国の高校の歴史の教師達の集りである全国歴史教育研究協議会が編纂した『世界史用語集』（第三版、昭和四十二年三月山川出版社発行）には、その頁三十の九品中正の所には、

二二〇年魏の文帝が施行の官吏登用法。（中略）隋で選挙（科挙）に代えらる。

とあり、その頁三十二の選挙制の所には、

隋の文官任用制度。五九八年従来の九品中正法を廃し、試験による任用を創始。歴代継承。宋以降科挙と称す。

と述べてあるとともに、当時高校で行用されている世界史教科書十四種の中で、実に十二種までが、このような意味の選挙制のことを記載しているを明らかにしている。教科書も、また参考書も、このような有様であるから、おそらく全国の高校の殆んどの所で、数十万という生徒が「隋唐では選挙というものが行われ、それは宋から科挙という名称に変った」ということが教えられているのであって、これは中国のいかなる史籍にも記載されておらぬ事柄が教えられているのである。しからばこのような歴史にない学説を唱えだした人は誰であるかというに、それは鈴木俊氏であることを、最近になって人から教えられた。鈴木俊氏は先ず昭和二十五年六月に、吉川弘文館から出版した『概説東洋歴史』の第三章第三節「北方民族の活躍と中国文化の更張」の所で、「隋の統一工作」の見出しで、

従来弊害の多かった九品中正の法を廃して学科試験による選挙の制度を採用し、これらはいずれも次の唐代の制度の基礎となった。

と述べて、隋の時から選挙制度が採られるようになったと

言い、次に「唐の統一とその政治」の見出しでは、

官吏の任用にいつては、隋制によって選挙の制度を採用し、それには学校出身者（生徒）、学校によらぬ地方州県の試験に及第した者（郷貢）と、天子の親試によって抜躍する方法（制挙）とがあり、前二者の試験科目には明経・進士などが設けられ、また選挙に関係ある学制を定めた。選挙は宋以後科挙と呼ばれて、後世永く行われ、云云。

と述べて、選挙は宋以後科挙と呼ばれるようになったと説明している。この『概説東洋歴史』を少しく簡単にしたのが同氏著の『東洋史要説』であって、矢張り吉川弘文館から出版されているが、それにも例えば昭和四十三年二月発行の同書第十三刷の第三章第三節「中国の分裂と東亜文明圏の形成」の所で、「隋の統一工作」の見出しでは、

多年にわたる南北の分裂を統一した隋は、（中略）官吏の登用を学科試験による選挙（せんきょ）に改めて門閥の勢力を押えた。

と言い、次に「唐の選挙と学校」の見出しでは、

官吏の任用は選挙の制を採用し、（中略）選挙は宋以後科挙とよばれて永く行なわれ、中国文化の統一に役立ったが、形式化して学術の進歩をさまたげた。

と言って、矢張り隋から始まった選挙は、宋から科挙と呼ばれるようになったと述べており、その第五章第一節「中国社会の変化と文化の更新」の所の「宋の科挙」の見出しでは、

官吏の採用は家柄によらないで、隋、唐の選挙に基づく科挙を主とし、その制を確立した。（中略）しかし科挙に応ずるための勉学には、経済的、時間的な余裕が必要であった。云云。

と言い、宋の科挙のことを述べている。

以上の鈴木俊氏の両著書の記述によって明らかな如く、隋から官吏登用の試験制度として選挙というものが始められ、それを唐が継承して宋に及ぼしたが、宋ではこれを科挙と称するようになり、それを後世に伝えたという学説は、鈴木俊氏が創めたものであって、それを現代の高校の世界史教科書の著者達の多くが、無条件で採用して、各教科書に書きたて、もって高校の歴史の教育に供給しているのである。しかし終戦前の東洋史の教科書には、このようなことを書いたものは存在しなかったのである。明治・大正から昭和の初期頃まで、最も多く行用されていた旧制中学校用の東洋史の教科書は、わが師・桑原隲蔵先生の著したものであって、その大正十五年三月に訂正再版された『新制

東洋歴史』（開成館発行）の第二篇第十二章「唐の制度」の所には、「官吏登用法」という見出しで、唐の官吏登用の制度を詳述されているが、それにはこれを選挙と称したとは述べておらず、また桑原先生が教科書に対する教師のための参考書として著述された『東洋史教授資料』には、「官吏登庸試験の由来」、「官吏登庸試験場」、「清代の官吏登庸法」の三項目を設けて、中国の官吏登用制度を説明されているが、ここでも隋唐では選挙と称したなどとは申されておらない。その「官吏登庸試験の由来」の所では、

周の時より徳行・才能ある人を選挙して、就官せしむる法はありたれど、之に試験を行ひしか否かは詳かならず。

と、先ずこの試験制度を周から説き起して、それから漢代の郷挙里選を説明し、更らに唐及びそれ以後の試験の特徴を述べられているが、この項目では周代から全部選挙という文字を用いて説明されている。桑原先生が中国の周から始まる官吏登用制度を選挙の文字で総称しているのは正しいことである。また桑原先生の大正十四年度の京都大学における東洋史普通講義でも、先生は「選挙というのは、中国では官吏の採用試験のことを意味するのであって、わが国での選挙の意味とは異る」と言われたことを、私は記憶している。

同じ学校の歴史の教科書でありながら、戦前と戦後とで、その著者の態度は全く異なるのである。戦前は著者が自から原典を究めて歴史の知識を十分に修得し、その上で教科書を書いたのであるが、戦後は他人の研究を借用に及んで書く場合が多く、従って他人がなした研究が誤っておれば、この科挙の例によっても知られる如く、教科書は挙げて誤るということになるのである。私は現代の教科書の著者が、戦前の著者の如く、自から原典を究めて正しい知識を修得し、それから自己の責任において、良心的な教科書を執筆されることを切に望んでやまないのである。

（　　）

Asuka 飛鳥 and its *Hōkaku-chiwari* 方格地割

by

Toshio Kishi

We have already supposed that the boundary of *Fujiwara-kyo* 藤原京 was fixed by the old roads in *Yamato* 大和, *Yoko-ōji* 横大路, *Nakatsu-michi* 中ツ道 and *Shimotsu-michi* 下ツ道, as the northern, eastern and western limits, with the *Jōbo* 条坊 system, twelve *Jō* 条 and eight *bō* 坊, in the area of four *ri* 里 from east to west and six *ri* from south to north (1 *ri*=106 metres).

The *Hōkaku-chiwari* 方格地割 in close relation with the above-mentioned allotment of land was supposed to exist in the so-called *Asuka* 飛鳥 area judging from the arrangement of temples, such as *Asuka-Dera* 飛鳥寺, *Kawahara-Dera* 川原寺, and *Tachibana-Dera* 橘寺, or of stone buildings peculiar to *Asuka.*

In this article we will explain the charcter of *Hōkaku-chiwari*, with the many-sided examination of its relation with *Wa-kyō* 倭京 and the *Asuka's* sphere.

Süan-chü 選挙, *Kung-chü* 貢挙, and *K'o-chü* 科挙 in China

by

Shizuo Sogabe

The origin of the appointment system for government officials in China, *Süan-chü* 選挙, may be found in *Ti-kuan-szŭ-t'u-p'ien* 地官司徒篇 in *Chou-li* 周礼 or *Wand-chih-p'ien* 王制篇 in *Li-chi* 礼記, and in *Han* 漢 it was the system of *Hsiang-chü-li-süan* 郷挙里選, which was changed into *Chiu-p'in-chung-chêng* 九品中正 in *San-kuo-wei* 三国魏. This system, however, led to many evils as time went on, so that it was abolished in *Si-wei* 西魏 and government officials were appointed through the new system after *Chou-li*. This new system was succeeded by *Pê-chou* 北周, *Sui* 隋, *T'ang* 唐, *Wu-tai* 五代 and *Sung* 宋 with the system of *Wang-chih-p'ien* 王制篇

in *Li-chi* 礼記 added, and its name was called *Kung-chü* 貢挙 and then *K'o-chü* 科挙 from about the *T'ang* era.

About the Five Kings of Japan 倭の五王

by

Hisashi Sato

The problem to decide the emperors who "were the Five Kings of Japan" should have generally been established by *Kenrin Matsushita* 松下見林 and *Michiyo Naka* 那珂通世; but there are some questions in the method of their deciding.

This article presents another opinion which would make the traditional decision surer. At the same time, we will speculate the assumption that Emperor *Ojin* 応神天皇, their ancestor, had very few legends and was made to be a great existence at least through many additional records, and the legend of Queen *Jingu* 神功皇后, his mother, was more mysteriously framed up with the existence of female mediums at the front in the Conquest of Korea.

The Construction of *Nagaoka* Palace 長岡宮 Judging from the Seasoning of Timber

by

Kiyoshi Kobayashi

It has been concluded that in the 3rd year of *Enryaku* 延暦 (784 A. D.) Emperor *Kanmu* 桓武天皇 appointed a large group of officials for the construction of *Nagaoka* Palace 長岡宮, and the assasination of *Tanetsugu Fujiwara* 藤原種継, chief constructor, on September of the next year caused the slow advance of the construction. The construction, however, was found surprisingly to make a good progress, owing to the excavation for more than ten years and remains discovered through development.